

多摩市立小・中学校の一定規模
及び適正配置等の基本方針

平成17年9月28日

多摩市教育委員会

目 次

はじめに	p 1
1 一定規模及び適正配置推進の必要性	p 1
(1) 学校の小規模化の状況	p 1
(2) 教育的効果について	p 1
2 一定規模の基本的考え方	p 2
3 一定規模確保の方法	p 2
4 適正配置の基本的考え方	
(1) 一定規模の確保	p 2
(2) 通学距離及び通学上の安全確保	p 2
(3) 地域コミュニティと歴史的背景の考慮	p 2
(4) 1中複数小の確保	p 2
(5) 学校施設の活用	p 3
5 一定規模及び適正配置の実現に向けて	p 3
(1) 通学区域の見直しのための具体的手法	p 3
① 通学区域の変更	p 3
② 学校の統廃合	p 3
(2) 適正学校数について	p 3
① 小学校	p 3
② 中学校	p 3
(3) 適正学校数の実現に向けて	p 3
① 貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区	p 3
② 和田、東寺方、落川、百草、愛宕、桜ヶ丘三丁目地区	p 4
(4) 見直しにあたっての留意点	p 4
① 児童・生徒数の動向把握	p 4
② 地域の合意形成	p 4

はじめに

本市の通学区域の見直しの取り組みについては、平成元年に多摩市学区調査研究協議会に対し、「全市的な通学区域の見直し」について諮問し、その答申を受けて市内を4つのゾーンに分け検討を進めることとしました。その後平成12年まで順次ゾーンごとに協議会に対し「適正な通学区域について」諮問し、答申を経て学校の統廃合を含む通学区域の見直しを実施しました。このことにより8小学校を4小学校に、4中学校を2中学校に統廃合し、全体では小学校21校、中学校10校となり現在に至っています。

このように通学区域について一定の見直しを実施してきましたが、社会全体の少子化傾向に加えニュータウンを持つ本市の特性から、その後も予想以上に学校の小規模化が進んでいます。教育環境の整備という観点から平成15年7月に、改めて「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会」を設置し、「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に対する基本的考え方」について諮問しました。審議会の2年間にわたる慎重審議の結果、平成17年6月29日に教育委員会に対し最終答申がなされました。

審議会からの最終答申を受け教育委員会は、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針」を以下のとおり定め、学校の一定規模・適正配置を速やかに進め、教育環境の整備に努めてまいります。

1. 一定規模及び適正配置推進の必要性

(1) 学校の小規模化の状況

平成17年5月1日学校基本調査による市立小・中学校の小規模校の状況（小学校12学級未満、中学校9学級未満の学校）は以下のとおりになります。

市内には小学校21校、中学校10校ありますが、小学校では全学年単学級となる学校が5校、また中学校でも単学級を持つ学校があるなど学校の小規模化が進んでいます。

小学校	竜ヶ峰小(6学級)、東愛宕小(6学級)、南豊ヶ丘小(6学級)、西愛宕小(6学級)、北貝取小(6学級)、南鶴牧小(7学級)、西落合小(8学級)、北豊ヶ丘小(9学級)、諏訪小(9学級)、南貝取小(10学級)
中学校	豊ヶ丘中(5学級)、諏訪中(8学級)、東愛宕中(8学級)

(2) 教育的効果について

学校が小規模化することは、「児童生徒一人ひとりに目が行き届きやすくなる」、「異学年の交流が図られやすい」などのメリットがあると言われる一方、「児童生徒の成長・発達に必要な集団活動が十分にできない」「クラス替えができない」、「中学校では教科担任を専任でおけない」「複数の教員による教科研究が十分にできない」、そして「子どもたちの希望する部活動ができない」など、デメリットが数多くあります。こ

のように小規模校については克服できない課題が多く、メリットもあるもののトータルで勘案したとき複数学級の利点が多いと考えます。

このことから、子どもたちの人間関係が発展し、学校の活性化につながる一定規模の確保を目指します。

2. 一定規模の基本的考え方

学校の一定規模に対する基本的考え方を以下のとおりとします。

□学校の学級規模

- ① 小学校については、各学年複数学級を確保する。
- ② 中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保する。

3. 一定規模確保の方法

一定規模を確保するために、小学校については1学年60人を、中学校については1学年105人を下回る場合、小規模校化の前兆として捉え、その時点で再度推計を見直すなど状況を把握し、恒常的に一定規模の確保が困難になると判断される場合、統廃合を含めた通学区域の再編などの対応について検討を開始します。

4. 適正配置の基本的考え方

学校の小規模化が進む中、教育環境を整備する観点から適正配置を推進します。適正配置を推進するための基本的考え方は次のとおりです。

(1) 一定規模の確保

学校教育は、集団生活の中での学習や指導による教育効果を重視しています。従って一定の集団が形成できる一定規模を確保していきます。そのための確保すべき具体的な学級規模は「一定規模の基本的考え方について」に示したとおりです。

(2) 通学距離及び通学上の安全確保

通学距離はなるべく短く設定されることを基本に、道路の高低差も考慮する必要があります。また通学路は交通安全の観点から、主要幹線や河川により分断されないことが望ましい。さらに昨今不審者情報も多いことから、通学における防犯上の観点も考慮します。

(3) 地域コミュニティと歴史的背景の考慮

学校と地域の関わりはますます重要になっています。地域における学校の果たしてきた役割や経緯を踏まえるとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの強化など地域コミュニティとの整合性や連携に留意します。

(4) 1中複数小の確保

中学では、感性や環境など多くの経験の違う生徒に出会い、視野を広げることが重要です。また、小学校と中学校の通学区域は交友関係や地域との結びつきなどから整合性

をもたせることが望ましい。このことから1中2小が望ましいが、私学への進路動向や地域の実情を踏まえると全ての学校に当てはめることは難しいことから1中複数小を確保することを基本とします。

(5) 学校施設の活用

学校敷地として必要な20,000㎡以上の土地を新たに確保し、学校を整備することは、市内の宅地の状況や経済的な観点から容易ではないことから、現行施設の活用を基本とします。

なお、統合に伴ない必要な施設設備の整備に努めます。

5. 一定規模及び適正配置の実現に向けて

(1) 通学区域の見直しのための具体的手法

一定規模確保のために通学区域を見直す具体的手法としては、以下の二つの方法とします。地区の状況に応じ手法を選択または併用し一定規模及び適正配置を実現していきます。

① 通学区域の変更

大規模校と小規模校が隣り合う場合は、接する通学区域の線引きを変更することにより、両校の一定規模を確保する方法

② 学校の統廃合

隣接する学校同士を統合し、一定規模を確保する方法

(2) 適正学校数について

① 小学校

審議会の答申を踏まえ、適正学校数を16校とします。

② 中学校

審議会の答申を踏まえ、適正学校数を8校とします。

(3) 適正学校数の実現に向けて

小規模校の現状及び将来推計を踏まえ、当面の通学区域の見直しの対象となる優先地区を以下のとおり設定します。

優先地区のほか、落合・鶴牧地区、諏訪地区では小規模校が現存しますが、今後の住宅建設などにより児童・生徒数が増加する要因もあります。今回示した優先地区の学区見直し後に改めて推計等を行い対象校を確定し、適正学校数に向けた取り組みを進め教育環境の整備に努めます。

① 貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区

平成元年から平成12年まで取り組んだ通学区域の見直しでは、豊ヶ丘、貝取、南野地区について新たに住宅建設が見込まれたため、大きな見直しは行いませんでした。しかしその後住宅建設は縮小され、現状は全体的に小規模校化が進んでいます。特に中学校は多くの生徒に会い視野を広げることが重要であり、学校の小規

模化は生徒への影響が大きいため最優先します。

対象校中学校：豊ヶ丘中学校、貝取中学校

小学校：南豊ヶ丘小学校、北豊ヶ丘小学校、北貝取小学校、南貝取小学校

② 和田、東寺方、落川、百草、愛宕、桜ヶ丘三丁目地区

愛宕地区の2つの小学校と竜ヶ峰小学校の小規模化が進んでいます。特に著しく小規模となっている竜ヶ峰小学校と隣接し児童数の増加が見込まれ施設上の対応が必要な多摩第二小学校は緊急度が高いため最優先します。

対象校小学校：多摩第二小学校、竜ヶ峰小学校、東愛宕小学校、西愛宕小学校

※ 下線は最優先校

(4) 見直しにあたっての留意点

① 児童・生徒数の動向把握

マンション等による大規模な住宅建設は、児童・生徒数の増加から、学校の配置にも影響を与える可能性があります。優先地区の小規模校については、推計上の児童・生徒数の増加は見込まれないと予測しています。今後も引き続き開発動向を的確に捉え、児童・生徒数の発生見込みを推計しながら、通学区域の見直しに反映していきます。

② 地域の合意形成

通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域住民の合意形成に十分配慮しながら進めていきます。